

大阪高等裁判所平成21年（行ケ）第2号選挙無効請求事件 判決要旨

【事案の概要】

本件は、平成21年8月30日に行われた衆議院議員選挙において小選挙区大阪9区の選挙人であった原告が、その選挙区選挙無効を請求した事案である。

【主文】

原告の請求を棄却する。ただし、平成21年8月30日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区大阪9区における選挙は、違法である。

【原告の請求】

平成21年8月30日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区大阪9区における選挙を無効とする。

【原告の主張の要旨】

1 憲法14条1項、44条は、人種、信条、性別等による差別を禁止し、1人に1票を保障しているから、国会は各選挙区から選出される議員の数の配分を人口分布に比例して配分すべきである。

2 ところが、公職選挙法による選挙区及び議員定数の定め（「本件区割規定」）に従って施行された本件選挙（小選挙区）では、選挙区間の最大の較差は、人口比では2倍を超えており、高知3区の1票の価値を1とすると、原告の大阪9区の1票の価値は、人口基準で0.44票、有権者数基準で0.49票でしかなく、選挙区に関する区割規定は憲法に違反し、本件選挙は無効である。

【被告の主張の要旨】

1 憲法は、国会議員選挙制度に関する具体的な決定を国会の裁量に委ねており、投票価値の平等は、他の政策との関連において調和的に実現され、裁量権の行使として合理性を是認できるものである限り、違憲の問題は生じない。

2 本件選挙は、公職選挙法衆議院議員選挙区画定審議会設置法（「区画審設置法」）により設置された衆議院議員選挙区画定審議会（「区画審」）による改定案に基づく公職選挙法に基づいて行われており、国会の裁量権の範囲内で行われたから、憲法に違反しない。

（当裁判所の判断の要旨）

1 認定事実

(1) 原告は、本件選挙における小選挙区大阪9区の選挙人で、本件選挙は、平成21年8月18日に公示され、同月30日に投票が行われた。

(2) 衆議員議員の選挙制度は、平成6年に従来の中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改められ、議員定数は480名（平成6年当初は500名）で、300名は小選挙区選出議員で残り180名（平成6年当初は200名）が比例選挙区選出議員とされており、小選挙区の選挙区は、公職選挙法の別表において定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は1人である。

(3) 本件選挙は、上記の選挙制度下で行われたが、有権者数の議員1人当たりの最大較差は、最少選挙区を1とすると、平成20年9月2日現在で2.255倍であり、投票当日現在で2.304倍であった。

2 検討

(1) 最高裁昭和51年4月14日大法廷判決において述べられているとおりであって、憲法上、国政は、国民の代表者により行われ、国権の最高機関である国会は全国民を代表する選挙された両議院議員で組織される。選挙権は、多年にわたる人類の努力と民主政治の歴史的発展の成果の現れであり、議会制民主主義の根幹で、現代では国民にあまねく平等に与えられている。その歴史的発展を通じて一貫して追求されてきたのは、投票の場面で国民は原則として完全に平等視されるべきであるとする理念で、投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることが要求される。憲法は、法の下での平等を定め（14条）、その適用として選挙権についても規定（15条1項、3項、44条ただし書）を設けているが、これらを一体として検討し、これらの規定が選挙権の平等の原則の歴史的発展の成果の反映であることを考慮すると、14条は選挙権に関し徹底した平等化を志向し、15条1項等は投票の価値の平等をも要求すると解される。

もつとも、選挙制度の仕組みにより結果的に若干の差異を生ずるのを避けることは難しいから、投票価値の平等が数字的に完全に同一であることまでも要求されるとは直ちには考えられない。憲法も選挙制度の仕組みの決定を原則として国会の合理的な裁量に委ねており、国会は、選挙制度自体に関する他の事項をも考慮して適

切な選挙制度を具体的に決定することができるけれども、国会は、絶えず投票価値の平等の方向を目指して努力すべきである。

以上のとおり、衆議院議員選挙の選挙区割りとは定数の配分の合憲性は、国会の裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによつて決せられるが、投票価値の不平等が、選挙制度自体に関する諸般の要素を斟酌してもなお合理性を有するとは考えられない程度に達しているときは、憲法違反と判断するほかはない。

(2) ところで、選挙区の画定について考慮され得る事情には、①選挙制度自体に内在する要因と、②それ以外の政策とが区別される。

②の選挙制度自体以外に関する政策は、国会が選挙制度以外に関する立法活動等を通じて実現すべき対象であり、選挙制度によって実現すべきものとは解されない。たまたま選挙制度によって左右されるような選挙制度以外の政策が他の政策と比べて最優先視されるべき必然性や必要性はなく、選挙制度は、憲法上の明らかな要請等がある場合を除き、選挙外政策につき価値中立的であるべきである。いわゆる1人別枠方式は、国会議員を地域代表と理解するもので全国民の代表者とされている憲法43条1項の趣旨にも背馳し、憲法に反しており、このことは、遅くとも本件選挙時までには明らかになっていたと認められる。

①の選挙制度自体に内在する要因については、国会の裁量権はかなり広い範囲内で認められる。

そこで、当裁判所は、現時点での司法審査のあり方として、以下のように考える。

投票価値の較差については、今もなお可能な限り徹底してこれをなくすような努力が払われなければならないと考える。

この較差について、それ自体を不快に感ずる有権者の感覚は不当視されるべきではない。近時小選挙区比例代表並立制下で有権者もたびたび投票行動により政治情勢が大きく変化し得ることを目の当たりに経験してきており、特にその較差が2倍に達するような事態は、多数有権者数の選挙区の有権者の視点から少数有権者数の選挙区の有権者が2票以上を投ずることができると写り、大多数の国民の視点からこれを耐え難い国民の間の不平等と感じるのが通常となっており、客観的にも著しい不平等と評価すべき状況に至っていると認められるし、投票価値の較差を基本的

に2倍に達しない選挙制度とすることは実現不可能ではない。そうすると、少なくとも現時点では、投票価値の較差が2倍に達するに至った場合は、当該状態は原則として違憲と推定され、このような較差が生じることを回避することができない特段の事情に関する主張、立証がない限り、違憲との評価を受けるというべきである。

被告は違憲と評価されるような立法不作為はないと主張するようである。

選挙区の不平等を是正する時間的猶予があったかどうかは検討すべきことであり、最大較差は、かつての中選挙区単記投票制度の下での選挙では常に2倍を大幅に超えていたのが、平成6年公職選挙法の改正により縮小傾向を示して2倍を大幅には超えるに至っていない。この経過を見ると、1人別枠方式は、従来の著しい較差を改善させる方式として、いわば過渡期の改善策としてはそれなりの合理性と実効性があったから、従来の最高裁判所判例により合憲の評価を受けたといえる。

しかし、投票の価値の平等は、選挙権の歴史的発展を通じて一貫して常に求められ続けてきたから、平成6年改正の公職選挙法の枠組下で従来より較差が改善されたことに甘んじ、いつまでも上記の較差が2倍を超える状態に固定するのを放置することは、立法府の在り方としては憲法上許されないと考えられる。本件選挙までにこのような観点から区画審設置法、公職選挙法等を改定する努力が払われた跡はない。そうすると、本件選挙時までには立法不作為は違憲の評価を免れない状態に立ち至っていた。

(3) 本件における検討

本件では、2倍を超える格差があったことは歴然としており、この較差は、1人別枠方式という憲法の趣旨に反するに至った選挙区割りの選挙方式により生じたと認められるから、本件選挙は、違法との評価を免れない。

ただし、本件選挙を無効とした場合、公の利益に著しい障害が生じることは明らかで、原告の受ける損害等を考慮してもなお、公共の福祉に適合しないと認められるから、行政事件訴訟法31条1項前段の趣旨に準じて、原告の請求を棄却する。